

許可番号 04020043288

産業廃棄物処分業許可証

住 所 福岡市東区郷口町8番28号

氏 名 株式会社サンダイ
代表取締役 出口 栄二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 6 年 3 月 10 日

許可の有効年月日 令和 11 年 3 月 9 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（中和）：廃酸、廃アルカリ 以上2品目

中間処理（焼却）：廃油（廃オイルフィルターに係るものに限る。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず 以上5品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。）を記載すること。）

中和施設：設置場所 福岡県飯塚市上三緒字神田1番30

設置年月日 平成15年8月1日

処理能力 $8\text{m}^3/\text{日}$ （8時間）

焼却施設：設置場所 福岡県飯塚市上三緒字神田1番41

設置年月日 平成22年6月25日

処理能力 廃油 $11.0\text{kg}/\text{時}$ $0.097\text{t}/\text{日}$ （8時間）

廃プラスチック類 $11.6\text{kg}/\text{時}$ $0.093\text{t}/\text{日}$ （8時間）

紙くず $30.8\text{kg}/\text{時}$ $0.247\text{t}/\text{日}$ （8時間）

木くず $30.3\text{kg}/\text{時}$ $0.242\text{t}/\text{日}$ （8時間）

繊維くず $28.3\text{kg}/\text{時}$ $0.226\text{t}/\text{日}$ （8時間）

以下余白

3. 許可の条件

なし

（以下裏面記載）

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の嘉徳・鞍手保健福祉環境事務所で行ってください。

複写厳禁